

中之条町地域公共交通運行継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置下における、公共交通事業者の、本町公共交通の安定的な運行の確保継続に対する取り組みを支援するため、予算の範囲内において、この要綱に基づき中之条町地域公共交通運行継続支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては中之条町補助金等に関する規則（平成22年中之条町規則第1号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定は除く。）を経営する者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の第1号から第2号のいずれかに該当し、かつ第3号に該当する事業者とする。

- (1) 中之条町内に事業所を有するバス事業者
- (2) 中之条町内に事業所を有するタクシー事業者
- (3) 代表者、役員その他の当該団体に実質的に関与しているものが中之条町暴力団排除条例（平成24年中之条町条例第41号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。

(支援対象事業及び支援金の額)

第4条 この要綱により交付する支援金の額は、バス事業者については中之条町内を運行する路線バスの系統数に50万円を乗じた額、タクシー事業者については保有する車両数に30万円を乗じた額とする。

(支援金の交付申請)

第5条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 中之条町地域公共交通運行継続支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 中之条町地域公共交通運行継続支援金申請額計算書（様式第2号）

(3) 中之条町地域公共交通運行継続支援金交付請求書（様式第3号）

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請及び請求があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、支援金を交付するものとする。

（交付の取消し等）

第6条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 支援金を受けることが不適切と認められる事実があったとき。

(2) 支援金をうけるに当たって不正な行為があったとき。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月2日から施行する。